



福岡医発第 467 号
平成 27 年 5 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 27 年度人生の最終段階における医療体制整備事業の実施について

今般、標記事業の実施に関する公募について、厚生労働省より日本医師会及び福岡県保健医療介護部を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本事業は、別紙 1 「平成 27 年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費実施要綱」に記載されているとおり、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成 27 年改訂）に則って、

- ・患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員を含む医療・ケアチームの配置
 - ・困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる臨床倫理委員会の設置
- 等の事業を行うことにより、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討し、その体制整備に資することを目的とするものです。

事業を行う医療機関は、別紙 2 のとおり、公募により選定されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件につきましては、厚生労働省ホームページにも掲載されております。(URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/saisyu_iryoku/index.html)
- 2) 本件に関するお問合せにつきましては、厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係 (TEL : 03-5253-1111 (内線 2662)) までご照会下さい。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

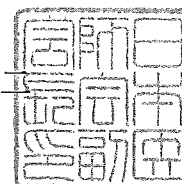
(庶24)

平成27年5月1日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会

副会長 松原 謙



平成27年度人生の最終段階における医療体制整備事業の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

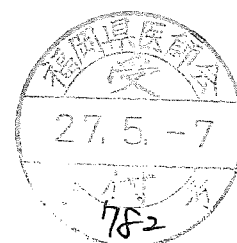
この度、厚生労働省では、標記事業を実施することとし、別添の医政発 0428 第 3 号文書をもって、4月28日に都道府県宛に通知しております。

本事業は、同文書の(別紙)「平成27年度 人生の最終段階における医療体制整備事業実施要綱」にありますように、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」(平成27年改訂)に則って、

- ・ 患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員を含む医療・ケアチームの配置
- ・ 困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる臨床倫理委員会の設置等の事業を行うことにより、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討し、その体制整備に資することを目的とするものです。

事業を行う医療機関は、医政発 0428 第 4 号文書にありますとおり、公募により選定されることとなります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。



「公印省略」

27高ケ推第50号

平成27年5月7日

公益社団法人 福岡県医師会長
公益社団法人 福岡県病院協会长
一般社団法人 福岡県私設病院協会长
全国自治体病院協議会 福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(高齢者地域包括ケア推進課)

平成27年度人生の最終段階における医療体制整備事業の周知について(送付)

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省は、患者の意見を尊重した人生の最終段階における医療を実現するための適切な体制のあり方を検討するためのモデル事業を実施することとし、事業を実施するにあたり、事業を実施する医療機関等を選定するための公募を開始しました。

つきましては、このことについて、貴会員への周知につき、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、実施要綱、交付要綱、公募要領、様式等については厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/saisyuu_iryuu/index.html)に掲載されていますのでご参考ください。

記

1 提出先

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省医政局 地域医療計画課 在宅医療推進室 在宅医療係

2 提出期限

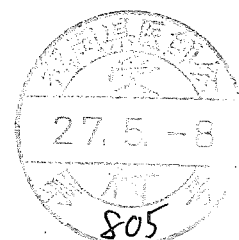
平成27年5月22日(金)※必着

3 照会先

厚生労働省医政局 地域医療計画課 在宅医療推進室 在宅医療係

TEL 03-5253-1111(内線2662)

FAX 03-3503-8562





事 務 連 絡

平成 27 年 4 月 28 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚 生 労 働 省 医 政 局

地域医療計画課在宅医療推進室

平成 27 年度人生の最終段階における医療体制整備事業の実施について

厚生労働省では、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療のあり方について検討し、その体制整備に資することを目的として、「平成 27 年度人生の最終段階における医療体制整備事業」を実施することとしました。本事業については、別添のとおり都道府県あて通知し、事業を担う医療機関及び評価実施機関を公募することとしておりますので、ご承知おきください。



医政発 0428 第 3 号

平成 27 年 4 月 28 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

平成 27 年度人生の最終段階における医療体制整備事業の実施について

標記については、別紙「平成 27 年度人生の最終段階における医療体制整備事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内の医療機関等に対しては、貴職からこの旨周知されたい。

(別紙)

平成27年度 人生の最終段階における医療体制整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成27年改訂厚生労働省）に則って、患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員を含む医療・ケアチームの配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる委員会（以下、「臨床倫理委員会」という）の設置などを行うことによって、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討し、その体制整備に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

本事業の実施主体は、「平成27年度人生の最終段階における医療体制整備事業実施者公募要領」に基づき選定した医療機関（以下「事業実施者」という。）とする。

(2) 人生の最終段階における医療体制整備評価事業

本事業の実施主体は、「平成27年度人生の最終段階における医療体制整備事業実施者公募要領」に基づき選定した団体（以下「評価実施機関」という。）とする。

3 事業内容

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

事業実施者は、以下に示す①～⑥の活動等を通して人生の最終段階における医療に係る適切な体制を整備する。

- ① 事業実施者は、当該医療機関において人生の最終段階における医療に係る相談等を行う医療・ケアチームを配置し、評価実施機関が実施する研修に参加させること。
- ② 人生の最終段階にある患者等に対して患者の意思を尊重した医療が提供できるよう医療・ケアチームによる相談支援を実施すること。また医療機関は、医療・ケアチームが積極的に活動できるよう環境整備に努めること。
- ③ ①に掲げる研修及び「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の内容について、自医療機関の関係職員等に対する伝達研修及び地域の関係者や地域住民に対する普及啓発活動を実施すること。

- ④ 人生の最終段階における医療内容の決定が困難な場合に、臨床倫理委員会を設置して協議すること。臨床倫理委員会は、施設長を委員長とすることが望ましい。
- ⑤ 自院を退院した患者について、退院後の療養を担う診療所や施設等と連携し、必要な情報共有等を行うこと。
- ⑥ 評価実施機関に対し、事業の評価に係る事項や患者からの相談事例等の報告を適宜行うこと。

(2) 人生の最終段階における医療体制整備評価事業

評価実施機関は、以下に示す①～⑥を通して、3の(1)に掲げる事業の進捗管理、評価等を行う

- ① 事業の評価及び研修プログラムの改訂のために、外部有識者を含めた委員会（以下「モニタリング委員会」という。）を設置すること。
- ② モニタリング委員会において、事業の評価方法を確立すること。評価のための報告様式等の報告方法を定め、事業実施者に対して伝達すること。
- ③ 平成26年度に改訂した研修プログラムを踏まえ、医療・ケアチームに対して研修を実施すること。
- ④ 事業実施者における相談支援の実施や臨床倫理委員会の設置等にあたり、必要に応じて事業実施者からの相談に応じる等の支援を行うこと。
- ⑤ 人生の最終段階における医療体制整備事業の中間報告会及び最終成果報告会を開催すること。
- ⑥ モニタリング委員会において、事業実施者の事業を把握し評価を行い、総括報告書を作成するとともに、事業の評価等を踏まえて研修プログラムを改訂すること。

4 配置する職員

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

以下の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保すること。

- ① 医療・ケアチーム（医師を必須とし、その他看護師、医療ソーシャルワーカー等の多職種で構成すること）
- ② 当該事業の事務を担う専任の職員

(2) 人生の最終段階における医療体制整備評価事業

以下の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保すること。

- ① 当該事業を担当する医師
- ② 事業実施者からの相談に対応する相談窓口において、連絡調整を担う専任の職員

5 事業報告書等の提出

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

事業実施者は、事業終了後に評価実施機関が定める様式により事業報告書を作成し、厚生労働省及び評価実施機関に提出する。

(2) 人生の最終段階における医療体制整備評価事業

評価実施機関は、事業実施者からの報告書の受領後に事業の評価及び研修プログラムの改訂等に関する総括報告書を作成し、厚生労働省に提出する。



医政発 0428 第 4 号
平成 27 年 4 月 28 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

平成 27 年度人生の最終段階における医療体制整備事業の公募について

標記については、別添「平成 27 年度人生の最終段階における医療体制整備事業公募要領」を定め、平成 27 年 4 月 28 日から公募することとしたので通知する。

なお、貴管内の医療機関等に対しては、貴職からこの旨周知されたい。

平成 27 年度

人生の最終段階における医療体制整備事業

公募要領

平成 27 年 4 月

厚生労働省

1 総則

人生の最終段階における医療について、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として、進めることが重要であります。

このため、平成19年に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成27年改訂）をまとめ、周知を図っていますが、医療関係者に十分認知されているとは言えない状況である中（平成24年度 人生の最終段階における医療に関する意識調査）、人生の最終段階における医療に係るより充実した体制整備が強く求められています。

厚生労働省では、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するための適切な体制のあり方を検証するためのモデル事業を実施することにしたので、本事業を実施するにあたり、事業を実施する医療機関（以下「事業実施者」という。）等を選定するため、以下の要領で公募をするものです。

2 事業の目的及び事業内容

「平成27年度人生の最終段階における医療体制整備事業の実施について」（平成27年4月28日医政発0428第3号）を参照してください。

3 事業実施者及び評価実施機関応募に関する諸条件

（1）本事業の事業実施者及び評価実施機関に共通して必要な条件

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

（2）事業実施者に必要な条件

- ① 医療・ケアチーム（医師を必須とし、その他看護師、医療ソーシャルワーカー等の多職種で構成すること）を配置すること。
- ② 当該事業の事務を担う専任の職員を配置すること。
- ③ 平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業において事業実施者として選定された医療機関でないこと。
- ④ 診療所においては、在宅療養支援診療所であること。

(3) 評価実施機関に必要な条件

- ① 当該事業を担当する医師を配置すること。
- ② 事業実施者からの相談に対応する相談窓口において、連絡調整を担う専任の職員を配置すること。

4 事業期間

事業期間は、事業実施者及び評価実施機関として選定された日から平成 28 年 3 月 31 日までとします。

5 事業実施者及び評価実施機関の評価等

(1) 評価の方法

応募者は、別添 1 に掲げる応募書類記入要領・様式に従い、事業計画書を提出してください。提出された事業計画書について、厚生労働省において事業計画書評価委員会を組織し、別添 2 に掲げる評価基準に基づき評価を行います。

その上で、事業実施者については、より評価の高い者の中から、当該医療機関が行う診療における主な対象疾患及び年齢並びに当該業務に係る体制及び関係者の構成等を考慮して選定します。なお、選定者数については、予算の範囲内とし、診療所を二ヵ所以上含むこととします。

また評価実施機関については、最も評価の高い一者を選定します。

(2) 事業実施者及び評価実施機関の選定結果に係る通知等

選定結果については、書面でご連絡します。

事業実施者及び評価実施機関として選定された場合は、「平成 27 年度 人生の最終段階における医療体制整備事業委託費交付要綱」等に基づき委託費の交付申請を行っていただきます。

なお、提出された事業計画書等の資料は返却しませんのでご了承ください。

6 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱としており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）など関係法令の規定によるほか、別に定める「平成 27 年度 人生の最終段階における医療体制整備事業委託費交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る委託費の交付については、事業実施者については、4,310 千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、事業の実施に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製

本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料)に限ります。また、評価実施機関については、6, 279 千円を基準額(上限額)とし、対象とする経費は、事業の実施に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料)、委託費(上記の経費に該当するもの)に限ります。

その他の一般管理費や諸経費などの経費は計上できず、また、基準額を超えた金額については、事業実施者及び評価実施機関の負担となります。

7 応募方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 「平成 27 年度人生の最終段階における医療体制整備事業計画書」 8 部
- イ 事業実施者及び評価実施機関の概要が分かる資料 8 部
 - ・パンフレット等
 - ・直近より過去 2 年分の財務諸表
- ウ その他必要な資料 8 部

(2) 提出期限

平成 27 年 5 月 22 日(金)(必着)

(3) 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係
あて

※ 原則として郵送によるものとし、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とすること。

※ 封筒の宛名面に「人生の最終段階における医療体制整備事業応募」と朱書きにより、明記すること。

8 本事業にかかる照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅医療係
TEL : 03-5253-1111 (内線 2662)
FAX : 03-3503-8562

(別添 1)

**平成 27 年度 人生の最終段階における医療体制整備事業
応募書類記入要領・様式**

(留意点)

- ・事業実施者に応募する場合は様式 1 に、評価実施機関に応募する場合は様式 2 に必要事項をご記入ください。
- ・すべての項目を記入してください。
- ・斜体の文字は留意事項ですので、提出時には削除してください。
- ・用紙サイズは A 4 両面を基本としてください。
- ・必要に応じて記入した内容の詳細を説明する資料を添付してください。
- ・資料の枚数は制限しませんが、本文の参考資料という位置づけにして、過度な資料の添付は避けてください。
- ・採択された場合は、本事業計画書に従い事業を実施していただくことになりますので、実現可能な内容を記載してください。
- ・採択後、事業内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取消等となる場合がありますのでご注意ください。
- ・支出予定額の作成にあたっては、公募要領 6（本事業に係る委託費の交付について）に留意してください。

(様式 1)

番号 (公文書の番号等)

日付

平成 2 7 年度 人生の最終段階における医療体制整備事業
事業計画書 (事業実施者)

申請者名 ○○○○ (公印) (※開設者による申請としてください。また、
公印で押印してください。)

医療機関名 ○○○○

所在地 ○○○○

連絡先 所 属
 役 職
 氏 名
 所在地

TEL △△-△△△△-△△△△ (代表) 内線△△△△

FAX △△-△△△△-△△△△

e-mail * * * * @ * * * * * * *

(様式 1)

I. 基礎情報

貴院の状況についてご記入ください。

※ 1 と付した項目は平成 27 年 4 月 1 日現在の情報、※ 2 と付した項目は、平成 27 年 1 月～3 月の 3 か月間の情報をご記入ください。

1. 病院／診療所 基本情報

許可病床数 (※1)	一般 床	療養 床
	その他 床	
外来患者延べ数 (※2)	人	
平均在院日数 (※2)	日	
病床稼働率 (※2)	%	
退院患者延べ数 (死亡退院を除く) (※2)	人	
訪問診療による看取り数 (診療所のみ) (※2)	人	

病院／診療所の機能 (※1) (該当するものに全て○を付けてください。)

在宅療養支援病院		がん診療連携拠点病院	
在宅療養支援診療所		どれでもない	

2. 入院料の算定状況 (※1) (該当するものに全て○を付けてください。)

入院料	届出 病床数	入院料	届出 病床数
一般病棟 7 対 1 入院基本料		救命救急入院料	
一般病棟 10 対 1 入院基本料		特定集中治療室管理料	
一般病棟 13 対 1 入院基本料		ハイケアユニット入院医療管理料	
一般病棟 15 対 1 入院基本料		脳卒中ケアユニット入院医療管理料	
療養病棟入院基本料		特殊疾患入院医療管理料	
結核病棟入院基本料		回復期リハビリテーション病棟入院料	
精神病棟入院基本料		地域包括ケア病棟入院料	
特定機能病院入院基本料		特殊疾患病棟入院料	
専門病院入院基本料		緩和ケア病棟入院料	
障害者施設等入院基本料		認知症治療病棟入院料	
有床診療所入院基本料		特定一般病棟入院料	
有床診療所療養病床入院基本料			

(様式 1)

3. 対象病棟基本情報（病院のみ）

事業実施者として選定された場合、貴院における特定の一病棟を選定し、当該病棟の患者を対象に事業を実施していただく予定です。

今回の事業の趣旨に鑑み、適当と思われる 1 病棟の状況についてご記入ください。

（注）診療所の場合は、施設全体の患者を対象としていただきます。

許可病床数（※1）	一般 床	療養 床
	その他 床	
算定している入院料（※1）		
診療科（※1）	科	
職員数（※1） （注）病棟に配置されている職員数を常勤換算でご記入ください。 右記の看護職員以外に配置職員がいれば、職種と人数（常勤換算）をご記入ください。	（職種） 看護師 准看護師 看護補助者	（人数） 人 人 人
病床稼働率（※2）	%	
平均在院日数（※2）	日	
退院患者延べ数（うち死亡退院数）（※2）	人 （うち死亡退院数 人）	

(様式 1)

Ⅱ. 人生の最終段階における医療体制整備事業計画

1. 人生の最終段階における医療に係る相談体制についての当該医療機関の課題と活動方針、目標等について
2. 組織、人員体制について
1) 組織について
事業の担当部署、補助金の事務処理等を行う経理部門、下記の医療・ケアチームメンバーの所属等について、組織図を示して記載してください。(別添で組織図等の添付でも可)
2) 医療・ケアチームについて
医療・ケアチームメンバーについて、具体的な人数や職種及び当該メンバーの推薦理由を記載してください。(氏名等の個人情報は不要)。
3) 臨床倫理委員会について
臨床倫理委員会のメンバー構成、委員会の運営等について具体的に記載してください。(設置要綱等があれば添付してください)
3. 予定している事業内容
予定している事業内容について具体的に記載してください。(相談対象者、相談方法、評価方法、院内研修(人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン含む)、地域連携等) なお、実施要綱3(1)②に掲げる相談支援については、研修プログラムの有効性や事業の評価の観点から事業の一部を共通化することを予定しています。事業内容の記載にあたっては、この点を考慮した上で記載してください。

(様式1)

Ⅲ. 人生の最終段階における医療に係る相談体制の実績等

1. 人生の最終段階における医療に係る相談体制について

実施している事項について、○印をつけてください。

	実施中:○	内容
1		意思決定支援に関するマニュアルを整備している。(相談対応に関するマニュアルで可)
2		意思表示の書面(代理人指定、リビングウィル・事前指示書、アドバンスケアプランニング等)を様式化している。
3		クリティカルパスの中に意思決定支援を位置づけている。(生活状況、病歴聴取時に「今後の希望」を聞く項目があれば可)
4		患者が相談を希望する場合の相談体制がある。
5		職員に対する意思決定支援に関する研修を実施している。
6		患者の意思決定に関するチームカンファレンスを開催している。
7		困難事例や倫理的な問題について、患者を担当する従事者(チーム)の相談を受け、活動の助言、支援をする支援チームまたは支援スタッフがいる。
8		患者の希望について、患者の了解のもとに地域の在宅医療を担う医療機関や施設と共有している。
9		独自の取組 具体的な内容()
1～8のうち、アピールしたい取組について、具体的に記載してください。		

(様式1)

2. 地域連携、在宅医療、看取り等の取組について

◆ 申請者が病院（在宅療養支援病院以外）の場合

平成27年1月1日から3月31日までの下記の算定項目の実績について件数を記載して下さい。

	算定項目	算定件数（平成27年1～3月分）
1	退院時共同指導料2	件
2	介護支援連携指導料	件
3	退院前訪問指導料	件

◆ 申請者が在宅療養支援病院または在宅療養支援診療所の場合

在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出添付書類のうち、様式11の3在宅療養支援診療所／在宅療養支援病院に係る報告書（平成26年6月30日までに届け出を行った病院はにあっては平成26年7月届け出分を、平成26年7月1日以降に新たに届け出を行った病院にあっては新規届け出分）を添付すること。

(様式 1)

IV. 施設長及び医療・ケアチームの医師の見解について

1. 施設長への質問

医療・ケアチームが活動しやすい環境整備をどのように行うか、施設長のお考えを述べてください。また意思決定支援に係る施設長のお考えを述べてください。

2. 医療・ケアチームの医師への質問

円滑な事業の実施（担当従事者（チーム）が積極的に相談支援に取り組み、医療・ケアチームと連携し、適切に地域の医療・介護の関係者につなぐなど）のために、どのような活動を行うか、お考えを述べて下さい。

(様式 1)

支出予定額

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
人生の最終段階における 医療体制整備事業		円	円	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
保険料				
合 計				

(様式 2)

番号 (公文書の番号等)

日付

平成 2 7 年度 人生の最終段階における医療体制整備事業
事業計画書 (評価実施機関)

機関名 ○○○○ (公印) (※公印で押印してください。)

代表者名 ○○○○

所在地 ○○○○

連絡先 所 属
 役 職
 氏 名
 所在地

TEL △△-△△△△-△△△△ (代表) 内線△△△△

FAX △△-△△△△-△△△△

e-mail * * * * @ * * * * * * *

(様式 2)

I. 人生の最終段階における医療体制整備評価事業計画書

1. 事業実施体制		(1) 組織図（組織図等の添付でも可） 事業の担当部署、補助金の事務処理等を行う経理部門について組織図を示して記載 (2) 配置する職員 ① 当該事業を担当する医師の役職、氏名及びその推薦理由を記載 ① 事業実施者からの相談に対応する窓口において、連絡調整を担う専任の職員の氏名を記載 (3) 実施体制（体制図等の添付でも可） 実施人数や業務分担など
2. 事業内容	① モニタリング委員会の設置	モニタリング委員会の委員全員の所属と氏名を記載 開催頻度や予定している検討内容等を記載
	② 事業の評価方法の確立	事業の評価の策定方法を記載 事業評価の報告様式（案）等があれば添付
	③ 相談員研修の実施	研修プログラムの策定方法を記載 研修プログラム（案）、研修を担当する講師の所属、氏名、略歴の添付
	④ 事業実施者の支援	臨床倫理に関する委員会等、事業実施者からの相談対応の流れ
	⑤ 中間報告会及び最終成果報告会の開催	中間報告会及び最終成果報告会の内容等
	⑥ 相談事業の把握と評価、プログラム改定	医療機関が実施する事業の把握方法及び評価方法を記載
3. 来年度以降の取り組みについて		モデル事業の評価を通じて集積した知見を来年度以降に活用する予定があるか。人生の最終段階における医療の相談体制について、今後のあり方をどのように考えるか。

※別葉で事業全体スケジュールも作成してください。(A 4 で 1 枚、様式任意。)

ただし、実際に事業を実施する際は、厚生労働省の指示のもとスケジュールの調整が得られます。

(様式 2)

支出予定額

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
人生の最終段階における 医療体制整備評価事業 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 庁費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 保険料 委託費(上記の経費に該当 するもの)		円	円	
合 計				

人生の最終段階における医療体制整備事業 事業計画書評価基準【事業実施者】

評価内容	評価項目	評価基準	評価点		
			A	B	C
Ⅰ. 人生の最終段階における医療体制整備等事業計画 (40点)	相談体制についての課題と活動方針、目標等	A: 課題が明確で達成可能な目標が設定がされている B: 目標が設定されている C: 目標が設定されているが漠然としている	5	3	1
	組織について	A: 事業を適切に遂行することができる組織体制である B: 事業を遂行することができる組織体制である C: 事業を遂行するためには課題がある組織である	5	3	1
	医療・ケアチームについて	A: 多職種(医師を必須とし、その他看護師、医療ソーシャルワーカー等)によるチームメンバーで構成され、かつ 専門知識および経験が十分あり、本事業に大きく貢献する B: 多職種(医師を必須とし、その他看護師、医療ソーシャルワーカー等)によるチームメンバーで構成され、かつ専門知識および経験があり、本事業に貢献する C: 多職種(医師を必須とし、その他看護師、医療ソーシャルワーカー等)によるチームメンバーで構成されるが、専門知識および経験があまりなく、本事業に貢献できるか不明である。	5	3	1
	臨床倫理委員会について(診療所の場合は臨床倫理委員会に準ずる対応が可能である)	A: 事業実施者からの相談支援や臨床倫理委員会の設置についての相談対応の流れが明確に記載されている B: 事業実施者からの相談支援や臨床倫理委員会の設置についての相談対応の流れが記載されている C: 事業実施者からの相談支援や臨床倫理委員会の設置についての相談対応の流れが漠然と記載されている	5	3	1
	予定している事業内容	実施要綱に掲げる事業目的に照らし有用な内容であるか (注)評価点は、以下の指標を参考としつつ、0点～20点の範囲で評価者が自由に採点 ・非常に有用な提案がなされている(20点) ・有用な提案がなされている(10点程度) ・あまり有用な提案とは言えない(5点程度)			
評価内容	評価項目	評価基準	評価点		
			有	無	
Ⅱ. 人生の最終段階における医療に係る相談体制の実績等(30点)	1. 人生の最終段階における医療に係る相談体制について				
	1) 意思決定支援に関するマニュアルを整備している。(相談対応に関するマニュアルで可)	整備済み	1	0	
	2) 意思表示の書面(代理人指定、リビングウィル・事前指示書、アドバンスケアプランニング等)を様式化している。	様式あり	1	0	
	3) クリティカルパスの中に意思決定支援を位置づけている。(生活状況、病歴聴取時に「今後の希望」を聞く項目があれば可)	位置づけあり	1	0	
	4) 患者が相談を希望する場合の相談体制がある。	相談体制あり	1	0	
	5) 職員に対する意思決定支援に関する研修を実施している。	研修実施あり	1	0	
	6) 患者の意思決定に関するチームカンファレンスを開催している。	チームカンファレンスあり	1	0	
	7) 困難事例や倫理的な問題について助言できる医療・ケアチーム以外の支援チーム等がある。	支援チーム等あり	1	0	
	8) 患者の希望について、患者の了解のもとに地域の在宅医療を担う医療機関や施設と共有している。	他機関との共有	1	0	
	(9) 独自の取組	独自の取組がある	1	0	
	(1)～(8)のうちアピールしたい取組について	充実した相談体制を構築するために有用な取組であるか (注)評価点は、以下の指標を参考としつつ、0点～11点の範囲で評価者が自由に採点 ・非常に有用な取組が行われている(11点) ・有用な取組が行われている(8点程度) ・あまり有用な取組みとは言えない(5点程度)			
	2. 地域連携、在宅医療、看取り等の取組について				
申請者が病院の場合	A: 事業を円滑に実施するための十分な地域連携の実績がある B: 事業を実施するための地域連携の実績がある C: 事業を実施するための地域連携の実績があるとはいえない	5	3	1	
申請者が診療所の場合	A: 事業を円滑に実施するための十分な看取りの実績がある B: 事業を実施するための看取りの実績がある C: 事業を実施するための看取りの実績があるとはいえない	5	3	1	

評価内容	評価項目	評価基準	評価点
Ⅲ. 施設長 及び相談 員、医療・ケ アチームの 医師の见解 について (30点)	相談員、医療・ケアチームが活動しやすい環境整備に関する施設長の考え方	人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討するという事業の趣旨に照らし、有用な考え方であるか。 (注)評価点は、以下の指標を参考としつつ、0点～15点の範囲で評価者が自由に採点 ・非常に有用な考え方が記載されている(15点) ・有用な考え方が記載されている(10点程度) ・あまり有用な考え方とはいえない(5点程度)	
	事業を円滑に実施するにあたって、医療・ケアチームの医師がどのような活動を行うか	人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討するという事業の趣旨に照らし、有用な記載がなれているか。 (注)評価点は、以下の指標を参考としつつ、0点～15点の範囲で評価者が自由に採点 ・非常に有用な内容が記載されている(15点) ・有用な内容が記載されている(10点程度) ・あまり有用な内容とはいえない(5点程度)	

人生の最終段階における医療体制整備事業 事業計画書評価基準【評価実施機関】

評価内容	評価項目	評価基準	評価点		
			A	B	C
1. 人生の最終段階における医療体制整備等事業計画(30点)	事業実施体制について	A: 事業を適切に遂行することができる組織体制である B: 事業を遂行することができる組織体制である C: 事業を遂行するためには課題がある組織である	5	3	1
	モニタリング委員会について	A: 事業の評価を適切に遂行することができる委員会である B: 事業の評価を遂行することができる委員会である C: 事業の評価を遂行するためには課題がある委員会である	5	3	1
	事業の評価方法の確立について	A: 事業評価の策定方法が明確に記載されている B: 事業評価の策定方法が記載されている C: 事業評価の策定方法が漠然としている	5	3	1
	事業実施者への支援について	A: 事業実施者からの相談支援や臨床倫理委員会の設置についての相談対応の流れが明確に記載されている B: 事業実施者からの相談支援や臨床倫理委員会の設置についての相談対応の流れが記載されている C: 事業実施者からの相談支援や臨床倫理委員会の設置についての相談対応の流れが漠然と記載されている	5	3	1
	中間報告会及び成果報告会の開催について	A: 効果的な報告会の内容と方法が明確に記載されている B: 報告会の内容と方法が記載されている C: 報告会の内容と方法が曖昧である	5	3	1
	相談事業の把握と評価	A: 相談事業の把握と評価の方法が明確に記載されている B: 相談事業の把握と評価の方法が記載されている C: 相談事業の把握と評価の方法が漠然と記載されている	5	3	1
2. 来年度以降の取組について(20点)	(注)評価点は、以下の指標を参考としつつ、0点～20点の範囲で評価者が自由に採点 ・人生の最終段階における医療の相談体制のあり方について非常に有用な将来展望があり、そのために今年度集積された知見を来年度以降も活用する予定がある。(20点) ・人生の最終段階における医療の相談体制のあり方について有用な将来展望があるが、そのために今年度集積された知見を来年度以降も活用する予定はまだ具体的ではない。(10点程度) ・人生の最終段階における医療の相談体制のあり方について有用な将来展望がなく、そのために今年度集積された知見を来年度以降も活用する予定もない。(0点)				

人生の最終段階における医療体制整備事業 事業計画書評価基準【評価実施機関】

評価内容	評価項目	評価基準	評価点		
			A	B	C
1. 人生の最終段階における医療体制整備等事業計画(30点)	事業実施体制について	A: 事業を適切に遂行することができる組織体制である B: 事業を遂行することができる組織体制である C: 事業を遂行するためには課題がある組織である	5	3	1
	モニタリング委員会について	A: 事業の評価を適切に遂行することができる委員会である B: 事業の評価を遂行することができる委員会である C: 事業の評価を遂行するためには課題がある委員会である	5	3	1
	事業の評価方法の確立について	A: 事業評価の策定方法が明確に記載されている B: 事業評価の策定方法が記載されている C: 事業評価の策定方法が漠然としている	5	3	1
	事業実施者への支援について	A: 事業実施者からの相談支援や臨床倫理委員会の設置についての相談対応の流れが明確に記載されている B: 事業実施者からの相談支援や臨床倫理委員会の設置についての相談対応の流れが記載されている C: 事業実施者からの相談支援や臨床倫理委員会の設置についての相談対応の流れが漠然と記載されている	5	3	1
	中間報告会及び成果報告会の開催について	A: 効果的な報告会の内容と方法が明確に記載されている B: 報告会の内容と方法が記載されている C: 報告会の内容と方法が曖昧である	5	3	1
	相談事業の把握と評価	A: 相談事業の把握と評価の方法が明確に記載されている B: 相談事業の把握と評価の方法が記載されている C: 相談事業の把握と評価の方法が漠然と記載されている	5	3	1
2. 来年度以降の取組について(20点)	(注)評価点は、以下の指標を参考としつつ、0点～20点の範囲で評価者が自由に採点 ・人生の最終段階における医療の相談体制のあり方について非常に有用な将来展望があり、そのために今年度集積された知見を来年度以降も活用する予定がある。(20点) ・人生の最終段階における医療の相談体制のあり方について有用な将来展望があるが、そのために今年度集積された知見を来年度以降も活用する予定はまだ具体的ではない。(10点程度) ・人生の最終段階における医療の相談体制のあり方について有用な将来展望がなく、そのために今年度集積された知見を来年度以降も活用する予定もない。(0点)				

平成27年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費交付要綱（案）

（通則）

- 1 平成27年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この事業は、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成19年厚生労働省）に則って、患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員を含む医療・ケアチームの配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる委員会の設置などを行うことによって、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討し、その体制整備に資することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この委託費は、次の事業を交付の対象とする。

（1）人生の最終段階における医療体制整備事業

平成27年4月28日医政発0428第3号厚生労働省医政局長通知の別紙「平成27年度人生の最終段階における医療体制整備事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、別途公募により選定された医療機関が行う人生の最終段階における医療体制整備事業。

（2）人生の最終段階における医療体制整備評価事業

実施要綱に基づき、別途公募により選定された団体が行う人生の最終段階における医療体制整備評価事業。

（交付額の算定方法）

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
人生の最終段階における医療体制整備事業 4,310千円	事業の実施に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料）
人生の最終段階における医療体制整備評価事業 6,279千円	事業の実施に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料）、委託費（上記の経費に該当するもの）

(委託費の概算払)

5 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、委託事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、委託事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、委託事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は委託事業者の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を委託費の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第3号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この委託費の交付の申請は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、平成27年 月 日（調整中、選定の1ヶ月後目処）までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成28年1月31日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

10 この委託費の事業実績報告書は、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(委託費の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

12 特別の事情により、4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによること

ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。